

◆平成24年度 補助金等の見直しに関する指針◆

平成24年4月

1 はじめに

本町では行政改革大綱に基づき、簡素で効率的な行財政運営を目指して様々な行政改革に取り組んできており、補助金についても重点取組み事項の一つとして、その適正化に努めてきたところである。

いうまでもなく補助金等の財源は税金であり、「住民にとって公益性がある事業に対するもの」かつ「自助努力をしても不足する分の資金援助」であることから、その有効活用と透明性の確保がより一層強く求められているところである。

こうしたことから、本町では「補助金等の持つ公益性とその効果」を3年に一度検証してきたが、平成24年度から実施時期を事務事業評価に合わせるとともに、評価件数を絞り込み、毎年度見直しを行うものである。なお、一部の負担金についても検証することとする。

2 見直しの手法

見直しの対象とする補助金等は、平成24年度予算に計上されているすべての補助金・交付金と一部の負担金（原則として1件5万円以上）とする。

見直しに当たっては、内部評価として各課による1次評価と庁内行政評価委員会による2次評価を実施し、その後、行政改革推進委員会による3次評価（外部評価）を経て、行政改革推進本部会議において最終決定することとする。

3 見直しの視点

補助金等の効果的・効率的かつ適正な運用を図るため、次に掲げる視点から見直しを行い、廃止・縮小・統合等により整理合理化を図ることとする。

- ① 今日の社会経済環境や住民ニーズに合致する公益性の検証
- ② 補助金額に見合う効果が得られているか。
- ③ 補助金等交付団体の財政状態はどうか。また、補助金等の使途のほか、団

体運営、会計処理などが適切になされているか。

4 「今後（中期的）の方向性」の判断基準

補助金等評価シートの「6 今後（中期的）の方向性」は、次の基準により判断するものとする。

【拡大】

- ① 公益性や費用対効果が極めて高く、かつ、今後住民ニーズの増加が見込まれる。
- ② 補助の充実を図ることによって、著しく事業効果の向上が見込まれる。

【現状維持】

- ① 補助効果が十分上がっている。
- ② 行政を補完する事業費補助であるため、施策上必要である。

【縮小・廃止】

- ① 毎年度の繰越額や積立金が補助金額を上回っている。（2年以上連続で繰越金が補助金額を上回っている。特定目的の積立金以外に補助金額を大幅に上回る積立金等の余剰財源がある。 など）
- ② 補助金等交付団体において、会員から会費を徴収していないなど、資金確保の自助努力が十分なされていない（事業費補助を除く）。
- ③ 補助効果が十分とはいえず、今後も効果が十分上がる見込みが少ない。
- ④ 社会経済情勢の変化により、公益性が薄れてきている。
- ⑤ 補助金等交付団体の構成会員数が極めて少なく、活動内容が量・質ともに乏しい状況となっている。
- ⑥ 補助金額が極めて小額で、補助する意義が薄れてきている。
- ⑦ 助成措置を講じなくても、自立が可能である。または既に自立が認められる団体である。
- ⑧ 補助の必要性や効果は認められるが、現在の財政状況を勘案し削減する必要がある。

【統合】

- ① 同一団体へ類似の補助が複数あるなど、整理・統合が必要である。

5 その他の留意点

- ① 制度の変更や団体の自立が見込めることなどにより、近い将来、補助する必要がなくなるものは終期を設定し、財源確保の自助努力を促すこと。
- ② 他の科目（委託料など）から支出することが適当と考えられるものは、支出科目を見直すこと。
- ③ 事務事業評価は、2次評価、3次評価を経て行うことを基本とするため、「1次評価における今後の方向性」がそのまま予算に反映されるものではなく、原則として平成25年度以降の予算から評価結果を反映するものとする。

※「公益性」の考え方

不特定多数の者に直接的又は間接的に利益を及ぼす効果があること。
従って、特定の個人や私的な団体の活動・事業でも、その効果が不特定多数の利益につながれば、公益性があると認められる。